

短期大学専攻科の研究

—大学評価・学位授与機構による専攻科認定制度との関係を中心に—

The Junior College Advanced Program in Japan's Higher Education System:
Its Structure and Recognition by NIAD-UE

濱中 義隆

HAMANAKA Yoshitaka

はじめに	49
1. 学位授与機構の誕生と短期大学専攻科－制度的検討－	50
1.1 短期大学専攻科とは.....	50
1.2 大学評価・学位授与機構が行う学位授与制度.....	50
1.3 単位累積加算制度における認定専攻科の位置づけ.....	51
2. 1990年代以降における短大専攻科の展開状況	53
2.1 短大専攻科全体の状況.....	53
2.2 学位授与機構による短大専攻科の認定状況.....	54
2.3 認定専攻科とその他の専攻科の比較.....	55
2.4 認定専攻科の変容.....	57
3. 短大専攻科と機構による認定制度の課題	59
3.1 短大本科＋認定専攻科＝「学士課程」？.....	59
3.2 「短大生き残り策」としての専攻科.....	61
3.3 単位累積加算制度の課題.....	62
おわりに	63
ABSTRACT	67

短期大学専攻科の研究

—大学評価・学位授与機構による専攻科認定制度との関係を中心に—

濱中 義隆*

はじめに

短期大学および高等専門学校に専攻科なる課程が設置されているということは、果たしてどれほど社会的に認知されているであろうか。まして、専攻科の実態がいかなるものであるかについてはほとんど知られていないであろう。事実、専攻科を設置する短期大学関係者でさえ、「日本私立短期大学協会では、これまで専攻科に関する問題を検討することをほとんど行ってこなかった」、「短期大学においてもあまり積極的に専攻科教育に取り組むことをしてこなかったのが実状であった」、「短期大学の二年ないし三年の教育だけでは満足できない限られた一部の学生を受け入れるといったきわめて消極的な姿勢に終始してきたのが、大方の短期大学の専攻科への対応でなかったかと思われる」と述べている(大森 1996:52)。専攻科はいわば「本科の付録」として扱われてきたのである(小林・溝上 1998:116)。

短期大学関係者にとって、「本科の付録」としての専攻科の位置づけに変化をもたらす直接的な契機となったのが、1991年7月の学位授与機構(以下、機構とする)の設置である。学位授与機構と短大専攻科の関係についてはのちに詳述するが、機構の認定を受けた短大の専攻科において大学レベルの単位を取得することが可能になり、短期大学卒業者が、従来から存在した大学への編入学とは異なる手段によって、学士の学位を取得する途が開かれた。それ以前は、一部の専攻分野を除き、専攻科を修了しても特別の資格などが与えられることはなかったのに対して、学位授与機構の発足によって、専攻科での学修が学士の学位取得につながる事となったのである。おりしも18歳人口の激減期をむかえて学生確保の必要性に迫

られていた短期大学関係者の間では、「短大生き残りの一つの方策として」(木宮 1996:67) 専攻科が注目されるようになってきたという。

しかしながら、短大専攻科における学修が学士の学位取得につながるようになったというこの制度上の変革は、単なる「短大生き残りの一つの方策」ということを越えて、日本の高等教育システムにより大きなインパクトをもたらす可能性を秘めた出来事であり、さまざまな角度からその潜在的影響力が検証されるべきであるように思われる。

この制度上の変革の重要性は、臨時教育審議会以降の高等教育政策の一つの主要な方針である「弾力的な高等教育システムの構築」のもとに機構の学位授与制度を位置づけることにより、明確になる。事実、1990年代以降、高等教育システムの弾力化はさまざまところで着実に進行しており、今後もその傾向は続くであろう。高等教育システムの弾力化をさらに推し進めた場合に、とりわけ学位制度にとってどのような影響もたらされるのかを検討するにあたり、機構の学位授与制度ならびに専攻科認定の制度の経験は、重要な手がかりを与えてくれると考えられる。

もっとも、冒頭で述べたように、短大専攻科は社会的にはきわめてマイナーな存在であるため、学位授与機構創設時の議論をともかくとすれば、上記の点はこれまで十分に検証されてこなかった。しかも制度の創設からすでに十数年が経過して、機構による専攻科認定の制度がある程度の定着をみたこともあってか、議論の俎上にのぼることはほとんどない。さらにいえば、議論の前提となる基礎的なデータさえも整備されていないのが現状である。そこで本稿では、学位授与機構が行う学位授与制度における短大・高専専攻科の位置づけについて制度的検討を行ったうえで、機構の発足

* 独立行政法人大学評価・学位授与機構 学位審査研究部 教授

後、短大専攻科および機構の学位授与制度がどのように推移してきたのかを実証データを用いて示し、その結果をふまえて短大専攻科ならびに現行の学位授与制度の今後の課題について考察することを目的とする。

1. 学位授与機構の誕生と短期大学専攻科—制度的検討—

1.1 短期大学専攻科とは

短期大学専攻科は、「短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対してその短期大学の学科又は専攻部門に属する専門科目について、短期大学の教育の基礎の上に精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする」と定められている。短期大学における専攻科の設置は、新制短期大学が四年制大学へ移行するまでの「暫定的措置」として発足した1955年から間もない、1958年に4校の短期大学に設置されたのが最初である。短期大学自体が暫定的にはあれ「大学」として発足したために、制度上は大学と同じように、学校教育法第57条の規程に従い、専攻科を設置することができることとされたのである。

その後1964年に短期大学制度が「恒久化」された後も、専攻科に関しては大学専攻科に関する同法第57条の規程がそのまま準用されている。また、短期大学設置基準第36条に「専攻科及び別科に関する基準は別に定める」とされているものの、現在までのところ実際に定められたことはない。かわりに「短期大学専攻科に関する申し合わせ」（1952年 大学設置審議会決定）によって、本節の冒頭に掲げた専攻科の目的規程と、設置にあたって留意すべき事項が簡単に規定されており、これが事実上の設置基準として長らく運用されてきた¹。設置の手続きについても、大学や短大本科のような「認可」事項ではなく、「届出」事項とされており、教育課程の編成や修了要件についても、原則的に各短期大学が学則等によって定めるべきものとされてきた。したがって、専攻科については、各短大が比較的自由に設置することが可能であるいっぽうで、その教育内容・水準についてはきわめて多様なものを含んでいるといえる²。以上のような法令上の根拠のあいまいさと、教育内容・水準の多様性が、「本科の付録」とし

ての専攻科の性格を形づくってきたのである。

1.2 大学評価・学位授与機構が行う学位授与制度

教育内容・水準の面においてきわめて多様といわれる短大専攻科における学修が、いかにして学士の学位取得の一部を担うことになるのか。そもそも、なぜそのような制度の導入が求められたのか。これらを説明するためには、学位授与機構の制度ならびにその設立の背景を検討しておかなければならない。

すでに述べたように、1990年代以降の高等教育政策の主要な柱の一つとして「弾力的・開放的な高等教育システムの構築」があげられる。1991年に創設された学位授与機構が行う学位授与制度も、こうした政策の実現を指向して導入された様々な施策の一環として位置づけられている。

高等教育システムの「弾力性・開放性」には、大別して2種類の方向性を想定しうる。一つはタテ方向すなわち時間軸への開放性である。生涯にわたる高等教育機会の確保、教育機会の隘路の除去といったことを意味している。たとえば、1991年7月の大学設置基準の改定によって、短大・高専卒業者の大学への編入学を促進するために各大学が編入学定員を設定することを容易にしたほか（吉川ほか 2004）、入学前の既修得単位の認定を大幅に認め大学中退者が復学した際の学修の重複が軽減されることになった。また科目等履修生制度によって1科目からでも大学の正規の授業科目の単位を取得することができるようになるなど、様々な施策が実行に移されたのである。これらはいずれも、近年の学生の進学行動や進路の多様化に対応したもので、進学機会の隘路をなくすとともに、いったん学校教育を離れた後であっても高等教育機会へのアクセスを容易にすることを目的とした施策であるといえるだろう。

一方、ヨコ方向への開放性とは、大学相互間あるいは学校種別間の境界（demarcation）の緩和を意味している。1991年の大学設置基準の改定により、専修学校専門課程など大学以外の教育施設における学修に対して大学が単位を認定することが認められるようになり（大学設置基準第29条）、また、いわゆる単位互換協定を利用した他大学（短期大学を含む）での授業科目の履修に対する

単位認定数の上限も段階的に引き上げられてきた。現行の大学設置基準では、大学の卒業要件である124単位の約半分にあたる60単位までを、他大学との単位互換、専門学校での学修あるいは技能検定の合格に対する単位認定などによって満たすことが可能となっている。高等教育レベルの様々な学習機会における学修の成果を、各大学の教育上の必要に応じて、大学の「単位」という形で、幅広く認定することができるようになったのである。

学位授与機構が行う、短期大学・高等専門学校卒業生等を対象にした学位授与制度は、上記のような大学における、タテ方向、ヨコ方向への弾力性・開放性をさらに進めて、学位取得の機会をより多くの人々に広げることが意図されたものである。こうした意図を達成するためのしくみが臨時教育審議会での答申では「単位累積加算制度」とよばれていて、機構が行う学位授与制度はこの単位累積加算制度をベースに構想されたものであった。単位累積加算制度とは「1つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度」³と定義される。通常の大学卒業生に対して行われる学士の学位授与とは異なり、特定の大学への学部学生としての所属、4年一貫を前提にした学士課程教育のプログラムの修了(=卒業)を要件とせずとも、大学卒業生と同等の学習を修め、同等以上の学力を有すると認められる者に対しては学士の学位を授与できる、という考え方にもとづいている。

従来の大学による学位授与はカリキュラム・ベース、すなわち各大学の教育目的の達成を目指してあらかじめ編成された教育課程の修了を前提としているのに対して、(狭義の)単位累積加算制度⁴においては、厳密な意味でのカリキュラムが存在しているわけではない。したがって、学習者は各人の興味・関心に応じて科目等履修生として複数の大学で修得した単位、あるいは標準在学年限に拘束されずに各人のペースに応じて履修した科目の単位を学位取得に結びつけるなど、弾力的な学修形態をとることが可能になる。

また、特定のカリキュラムの存在を前提としないことは、大学以外で行われる様々な高等教育レベルの学修の成果を「単位」として認定し、学位取得過程の一部に組み入れることを容易にする。

すでに述べたように1991年の大学設置基準の改定により、大学においても大学以外の教育施設における学修を単位認定することが可能になったものの、それはあくまでも各大学の教育課程にてらして「教育上有益と認められる場合」に限定されている。これに対して、単位累積加算制度のもとでは、高等教育レベルのあらゆる学修についてそれが大学教育として相応しいものであれば単位認定を行い、学位取得にむけて累積・加算することが理論的には可能となる⁵。

以上のことから、単位累積加算制度の理念をベースとする学位授与機構の学位授与制度は、わが国の高等教育システムにおいて、主として2つの機能を担っているといえることができる。一つは、学位取得に向けた学修形態を弾力化することにより、高等教育システムの生涯学習への対応をサポートすることである。もう一つの機能は、従来の大学による学位授与ではカバーできない、多様な高等教育レベルの学習成果を評価し、学位取得へとつなげることである。ここでは、前者を「生涯学習性」、後者を(従来の大学による学位授与に対する)「代替性」とよんでおくことにしよう。

1.3 単位累積加算制度における認定専攻科の位置づけ

学位授与機構では、単位累積加算制度の理念にもとづき、学士の学位取得に向けて累積・加算することができる大学レベルの「単位」として短期大学、高等専門学校の専攻科で修得した単位を認めている。いいかえれば、単位累積加算制度にもとづく学位授与制度があってはじめて、短大、高専の専攻科における学修が学士取得に結びつくことになったのである。ただし、先述のように専攻科の教育内容・水準はきわめて多様であると考えられるため、大学教育に相当する水準の教育を行っていると思われた専攻科の単位のみがその対象となる。1991年の大学設置基準の改正以降、大学においても短大、高専の専攻科における学修に対して単位を認定することが認められており、大学では必要に応じて個別に単位認定の可否を決定することが通例と思われる。これに対して、機構では専攻科からの申出にもとづき、審査の結果、大学教育に相当する水準の教育を行っていると思

られる専攻科をあらかじめ「認定」し、そこで修得した単位はすべて累積・加算することができるようにしている。こうして認定を受けた専攻科のことを「認定専攻科」とよんでいる。

専攻科の認定にかかる審査の基準としては、①教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること、②授業科目は、短期大学又は高等専門学校等の学科とは別個に設けられていること、③授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は助教授が担当するなど教員が適切に配置されていること、④授業科目を担当する教員は、大学設置基準に定められる教授、助教授又は講師の資格に相当する資格を有するものであること、⑤学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること、の5項目が定められている。このうち③の前半部分、②および⑤については専攻科として元来に備わっていなければならない要件と考えられるので、教育課程及びそれに対応した授業科目の内容・水準と、授業科目を担当する教員の適格性が実質的な審査の対象となっている。

ただし「大学教育に相当する水準の教育を行っている」専攻科を認定するといっても、学位授与機構における専攻科の認定は、短大+専攻科、あるいは高専+専攻科が四年制大学と同じであるかどうかという観点から行われているものではない。あくまでも専攻科の部分が、学位授与機構の規定に基づいて学士の学位を授与するにあたってそれに相応しい教育を行っているかという観点で認定を行うものである。そうでなければ、「学校教育法に定められている専攻科自身の性格を非常に歪めることになってしまう」⁶との指摘もなされている。

いま一つ付け加えなければならないのは、認定を受けていない専攻科の教育の水準が認定専攻科よりも低いとは必ずしもいえない、という点である。専攻科の認定はあくまでも、各短期大学からの申出に基づいて行われるものであり、各短大にとって認定を受けることに対する必要性が認められなければ、認定専攻科となる理由はない。機構による専攻科認定の制度は、短大専攻科を、大学教育レベルのものとそうでないものに選別することを意図したものではない。

こうした審査の基準・理念はともかくとして、「認定専攻科」の制度が、先に示した学位授与機構の「生涯学習性」、「代替性」という2つの機能に対して、きわめて適格的であるという点をここでは強調しておきたい。

認定専攻科への進学は、短大、高専の卒業者、専門学校修了者にとっては大学への編入学とともに学士の学位取得に向けた選択肢の一つを提供する。ただし、大学への編入学と比べて次のような特徴をもつ。第一に、2年ないし3年（高等専門学校の場合は5年）の準学士課程教育と、1年ないし2年の専攻科課程教育が、それぞれ完結した教育課程を有することから、4年一貫を前提に編成された学部教育の中途への参入となる大学編入学と比べると、専攻科への進学の方が新たな学修機会への移行が円滑である。また、短大・高専等の本科卒業時にいったん明確な区切りが設定されていることから、本科卒業時にそのまま専攻科に進学するだけでなく、職業についた後に専攻科へ入学して学習を行うといった選択肢をとることも容易となる。もちろん四年制大学の場合でも中途退学、再入学は可能であるけれども、明確な区切りの存在する本科+専攻科の形態のほうが、学生にとって高等教育への離脱・再参入にともなう障壁ははるかに低いだろう。つまり高等教育システムの「生涯学習」への対応という観点にとって、短大・高専+認定専攻科+学位授与機構による学士取得というしくみはきわめて適格的といえるのである。

第二の利点として、四年制大学とは異なる、短大、高専の特質を生かした学士取得機会を提供できることがあげられる。四年制大学と比較した場合、短大、高専は地方に立地している割合が高い。また、機構と同時期に新設された高専専攻科の必要性を説明した際の文部省高等教育局長による「高等専門学校の学生というのは、多くの場合、必ずしも経済的に十分でない家庭の子どもが多い」⁷との指摘にもあるように、短大・高専の学生は出身家庭の社会階層の点においても四年制大学の学生との間には差異があると考えられる。したがって、短大、高専に設置された専攻科において学修を継続し、その成果が学士の学位取得に結びつくことになれば、高等教育の機会均等に対しても貢献しうるのである。

2. 1990年代以降における短大専攻科の展開状況

1991年7月に設置された学位授与機構では、同年度より専攻科からの認定申出を受け付け、審査を実施し、1992年4月より短期大学については20校29専攻、高等専門学校については2校5専攻が認定された。ここでは、学位授与機構による専攻科認定の制度がスタートしたことにより、専攻科の設置状況、学生数等にどのような影響が及ぼされたのかという視点から、学位授与機構設置以降の専攻科の展開状況の推移を、時系列データにより検証することにした。

専攻科に関するデータはきわめて限られており、たとえば「学校基本調査」においても、専攻科に関してはわずかに男女別の学生数が掲載されているのみである。他に利用可能な公的データは「全国短期大学・高等専門学校一覧」の各年度版に掲載されている、専攻科の設置年度、修業年限、入学定員のみといった状況である。本稿の分析にあたっては、上記のデータに加えて、認定専攻科についてのみ学位授与機構で収集している学生数等のデータを利用した。いずれにしても、データの制約上、分析は限られた範囲に限定されてしまうが、これまで専攻科についての全体像を示したデータすらほとんど存在しない現状においては、単純な集計であっても、それを提示することの意義は十分にあるだろう。

2.1 短大専攻科全体の状況

専攻科の設置状況

はじめに、短大専攻科全体の状況からみていこう。図1は短大専攻科の設置数の変化を示したグラフである。なお、短大専攻科は、短大本科（「基礎となる学科」という）の修業年限（2年もしくは3年）および専攻科の修業年限（1年もしくは2年）によって、2年制短大に設置された修業年限1年の専攻科（以下、2短1年制と表記）、2年制短大に設置された修業年限2年の専攻科（以下、2短2年制）、3年制短大に設置された修業年限1年の専攻科（以下、3短1年制）の3つに区分する。

図1に示されるように、1992年に機構による専攻科認定の制度がスタートして以降、1999年まで

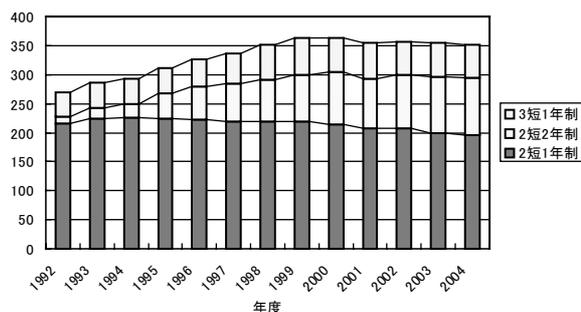


図1 短大専攻科（専攻）数の推移

は専攻科の数は増加しているが、2000年あたりからは横ばいもしくは微減である。ここで顕著な変化がみられるのは、2短2年制の専攻科数が増加したことである。1992年にはわずか11専攻であったが2004年には99専攻まで増加している。後に説明するように、この変化は明らかに学位授与機構の設置と関係している。近年では2短1年制専攻科がやや減少する傾向にあるが、3短1年制の専攻科を含め、2短2年制のような大きな変化はみられない。

ただし、2000年以降、専攻科の設置数に大きな変化がみられないからといって、専攻科の設置状況に変化がないわけではない。2000年以降も毎年、20～35の専攻が新たに設置されており、2004年度に現存する専攻科のうちの約30%は、2000年度以降の5年間に設置されたものが占めている。短期大学の四年制大学への転換によって廃止される専攻科がある一方で、既存の専攻科の改組等によるものを含めて新たに設置される専攻科も存在するのである。このことは、専攻科の設置は「届出制」であるため、比較的容易であることと関係しているであろう。

専攻科学生数の変化

図2は短大専攻科の学生数ならびに前年度の短大卒業者数の推移を示したものである。学生数は

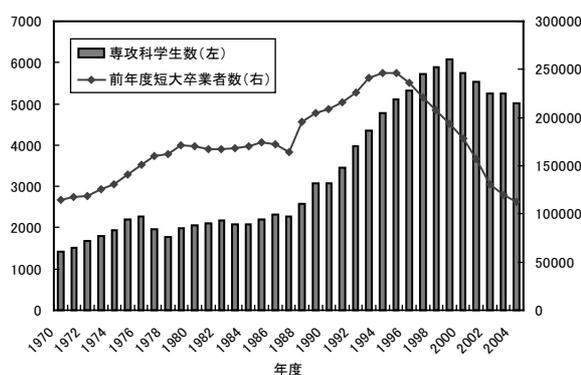


図2 短大専攻科学生数の推移

当然のことながら専攻科の数に依存するので、その変化は専攻科設置数の変化と同様の傾向を示す。ここで注目すべきは、変化の趨勢よりもむしろ各年度の実数、すなわち量的規模そのものである。1980年代にはおよそ2,000人程度で安定していたが、90年代初めより急激に増加し99年のピーク時には約6,000人に達した。その後は漸減傾向にあり2004年度では5,021人となっている。四年制大学はもちろん短期大学本科の1学年分の学生数と比較しても、この約5,000人という学生数はきわめて小規模であり、短大専攻科がマイナーな存在であり続けた最大の理由であろう。しかし、2004年度における短期大学から四年制大学への編入学生数は10,074人であるから、短大卒業生の進学先という観点からみると専攻科が占める割合は、決して小さなものではない。大学への編入学生数も実は99年をピークに減少に転じており(吉川2004)、短大卒業生の進学先として、専攻科が大学編入学の代替手段として消極的に選択されているわけではないこともわかる。

前年度の短期大学卒業生数の変化と比較してみても、1990年代以降、短期大学において専攻科の占める位置が大きくなっていることがわかる。短大本科の卒業生数は1994年をピークに急激な減少に転じたが、その間も99年までは専攻科学生数は増加した。このことにより、専攻科が短大関係者にとって「生き残りの方策の一つ」として期待されたことが読み取れる。その後、専攻科学生数は漸減傾向にあるとはいえ、その原因は専攻科学生の最大の供給源である前年度の短大卒業生の大幅な減少にあるであろう。1999年から2004年までの5年間で、短大本科卒業生数は42%も減少しているのに対して、専攻科学生数の減少の割合は17%にとどまっています。短期大学のなかでみれば相対的に専攻科学生の割合は増加しているのである。

2.2 学位授与機構による短大専攻科の認定状況

機構では、1992年度に認定専攻科の制度が開始されて以来、2004年度までに合計で232の短大専攻科(135校232専攻)を認定してきた。フローでみれば、制度の発足当初の5年間における認定数も多く、92年から96年まで、それぞれ29, 41, 20, 28, 24と毎年20専攻以上の専攻科を認定していた。2001年度以降では8, 9, 13, 2専攻と新たに認

定を受ける専攻科の数は減ってきている。もちろん、いったん認定を受けたのちは、教育課程等に大幅な変更がないかぎり認定は継続されるので、ストックとして認定専攻科がどの程度あるのかは新規の認定数だけではわからない。しかも、先にも言及したように、四年制大学への移行により短大そのものが廃止されるいっぽうで、新たな専攻科も相次いで設置されている。そこで、図3には、年度ごとに専攻科全体の中で認定専攻科が占める割合を、専攻科の修業年限等による区分別に示した。ただし、図3では認定専攻科の割合を入学定員ベース(専攻科全体の入学定員に占める認定専攻科の入学定員の割合)で計算した。専攻科数をベースに計算すると、母数が小さいために1専攻科の設置、廃止が割合に大きく影響を与えてしまうのに対して、入学定員で計算した場合は1専攻科あたりの影響を小さくでき、時系列的な傾向を捉えやすくなるからである。

図3より、専攻科計では、毎年度、新たに認定される専攻科数が多かった1996年まで認定専攻科の割合は上昇しているが、それ以降は40~45%程度でほぼ一定であることがわかる。専攻科の区分別にみると、2短2年制専攻科が他と異なる傾向を示していることが明らかである。認定専攻科の制度の発足当時から、ほぼ90%が認定専攻科によって占められている。いいかえれば2短2年制専攻

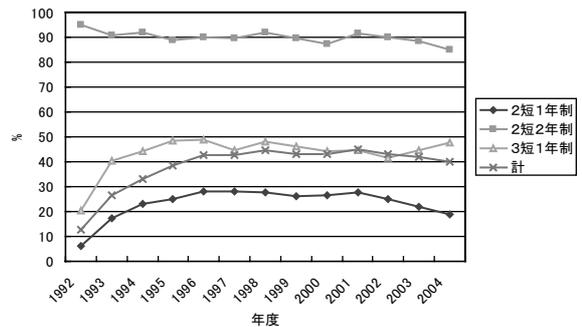


図3 認定専攻科の割合 (入学定員ベース)

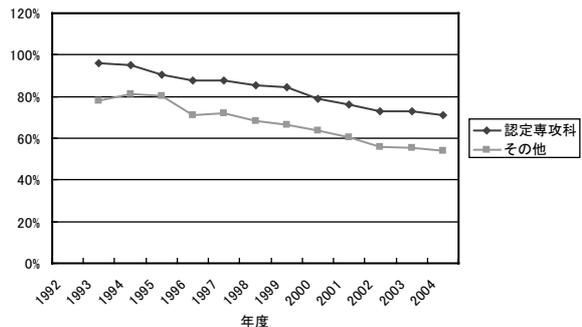


図4 定員充足率の変化 (収容定員ベース)

科のほとんどは認定専攻科であるということである。すでに図1で言及したように、機構の発足当時（1992年度）、2短2年制専攻科は11専攻（8校11専攻）しか存在しなかった。しかもそのうちの9専攻は芸術関係の専攻であり（他は宗教学関係2専攻）特定の分野に偏っていた。これらの専攻科を例外とすれば、2短2年制専攻科の多くは機構の発足後に設置されているのであり、しかも、機構の認定専攻科になることを前提に設置されたものであると考えられる。表1に示すようにこれまで認定を受けた232専攻科のうち、2短1年制、3短1年制ではそれぞれ77%、81%が既設の専攻科の認定であったのに対して、2短2年制専攻科では既設の専攻科の認定は18%にすぎず、53%が専攻科設置と同時に認定、19%が1年制認定専攻科を2年制に修業年限を変更した際の認定、11%が認定を受けていない1年制専攻科を2年制に修業年限を変更した際に認定を受けたものである。

2短2年制専攻科の場合、短大2年+専攻科2年の4年間で機構における学位授与の申請に必要な単位数をほぼ修得することが可能で、かつ専攻科2年次に専攻科修了見込みによる学位授与の申請が認められ修了と同時に学士を取得することができるため、学生の立場からすれば大学の3年次に編入学することと学修期間のうえでは実質的に同じことになる。短期大学関係者の間でも『「学士」を取得するにあたって、1年制の専攻科より2年制の専攻科の方が有利』であり、「2年制専攻科を生かすことが、四大志向に対抗する最大の戦略になると信じている」と述べてられている（木宮 1998）。機構の制度を利用して学士を取得可能であることが学生募集上の戦略として位置づけられていることがわかるだろう。

3短1年制専攻科についても、短大3年+専攻科1年の学修によって専攻科修了と同時に学士を

取得することが可能であるのだが、認定専攻科の割合は45%程度である。3短1年制専攻科の場合は、そもそも修業年限3年の短期大学が保健関係の一部の学科に限定されていて、専攻科もその多くは助産学専攻や地域看護学専攻など特定の資格取得を目的に設置されたものであるため、「学士」の取得が必ずしも学生の専攻科への進学動機と結びついておらず、短大にとって機構の認定を受けることへのインセンティブにはならなかったのではないかと考えられる。

2.3 認定専攻科とその他の専攻科の比較

ここまで明らかにしたように、学位授与機構による専攻科認定の制度が短大専攻科に与えた最も大きな影響は、2短2年制専攻科の増加であろう。2短2年制専攻科は認定専攻科特有の特徴であるといってよい。その他にも、認定専攻科には認定を受けていない専攻科と比較してどのような特徴があるのか、データで確認可能な点についてみておきたい。

定員充足率の変化

図4は、定員充足率の変化を認定専攻科とその他の専攻科で比較したものである⁹。図4より明らかのように、認定専攻科のほうが認定を受けていない専攻科よりも常に定員充足率は15%ポイントほど高くなっている。機構の認定を受けることによって専攻科での学修が学士の取得に結びつくことが、学生募集の上で有利にはたらくことを示しているといえるかも知れない。ただし、認定専攻科の制度の開始された当初から、一貫して認定専攻科の充足率が高いことを考えれば、もともとある程度の学生数の獲得が見込める専攻科が認定を申し出ているという見方も可能であろう。

図4からは、認定専攻科、その他の専攻科を問わず、1990年代初めから定員充足率は低下し続け

表1 短大専攻科認定の形態 (%)

	既設の専攻科を認定	専攻科設置と同時に認定	1年制認定専攻科を2年制認定専攻科に変更	既設の1年制専攻科を2年制に変更と同時に認定	計	(N)
2短1年制	77.2	22.7	-	-	100	88
2短2年制	17.6	52.9	18.6	10.8	100	102
3短1年制	81.0	19.0	-	-	100	42
計	51.7	35.3	8.2	4.7	100	232

ていることもわかる。前年度短大卒業生数の急激な減少期にあっても1999年までは短大専攻科は学生数を増加させていた。しかしその間、定員充足率は低下し続けていたのである。1990年代には専攻科の新設が相次いだものの、全体としては供給過剰の状態にあったといえる。もっとも、短大専攻科の定員については、事実上の設置基準であった「短期大学専攻科に関する申し合わせ」において、「専攻科の学生定員は教授研究の能力、施設設備の余裕、教員組織の充実及び短期大学の学生定員にらみ合わせて相当数とすること」と規定されているのみで、「専攻科の学生を含めた場合でも、短期大学設置基準を下回ることがないこと」（文部省高等教育局専門教育課 1998）が具体的な条件であった。したがって、入学定員の設定は各短大の任意によるところが大きく、定員の充足にさほどの意味はないのかも知れない。いずれにしても、各短大が期待していたほどの学生数を獲得するには至らなかったとはいえるだろう。

専攻分野の構成比

認定専攻科とその他の専攻科との間の比較でもう一つ注目したいのは、専攻分野の構成比の違いである。専攻科の認定は、機構が行う単位累積型の学士の学位授与制度のもとで、専攻科で修得した単位が大学レベルの単位に相当するか否かを判断するものであるから、機構が授与する学士の学位の専攻分野に合致した専攻でなければ、そもそも認定の対象にはなりにくい。そこで図5には、認定専攻科とその他の専攻科それぞれの専攻分野の構成比（入学定員ベース）を、機構の専攻科認定制度が開始されてから3年目にあたる1994年度と直近の2004年度について示した。図5をみるかぎり認定専攻科とその他の専攻科で専攻分野の構成比が極端に異なるとはいえない。2004年度について、認定専攻科とその他の専攻科の間で構成比

が最も異なるのは、社会科学関係の分野であった（認定専攻科10.8%＜その他25.4%）。ところが1994年度では社会科学関係は認定専攻科10.6%、その他10.8%でほとんど差異がない。これは近年、介護福祉士の資格取得が可能な福祉専攻（2短1年制）が急速に拡大しているのに対し、それらの多くが機構の認定を受けていないために「その他」のなかでの比率が上昇したからである。介護福祉士の取得には機構による「認定」は無関係なので、これらの専攻科が認定を受ける必要性は感じられないのであろう。

1994年度から2004年度までの10年間に、認定専攻科のなかでシェアを拡大した分野が家政（10.6→16.8%）、教育（15.9→21.7%）である。この変化は、家政、教育の両分野において、かつては専攻科を設置していなかった短大が「認定専攻科」として多くの専攻科を新設したことによるもので、94年当時認定を受けていなかった既設の専攻科がこの間に「認定専攻科」になったことで生じたものではない。これらの専攻分野で認定専攻科の新設が相次いだ理由も、以下に示すようにやはり資格取得と関係がある。ただし、先述の介護福祉士とは反対に、家政、教育では機構の「認定専攻科」であることが資格取得と直接結びついているために、多数の短大が機構の認定を受けることを前提に専攻科を新設したものと考えられる。家政分野では、機構の認定を受けた栄養学関係の専攻科が、3年制もしくは4年制の栄養士養成施設としての指定を受けることができるようになり、その修了者には管理栄養士国家試験の受験に必要な実務経験年数が減免される優遇措置が与えられることになった。また、教育分野においても、認定専攻科での修得単位は、教育職員免許法により第一種免許状の取得に必要な単位として含めることができるほか、2短2年制の認定専攻科は、1999年度よ

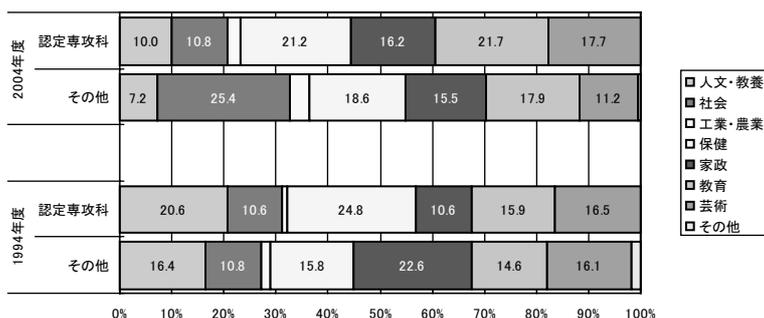


図5 短大専攻科の専攻分野の構成比

り大学と同様に一種免許状の取得が可能な教員免許課程として認定を受けることも可能になった¹⁰。

この他にも、機構の認定を受けた私立短大の専攻科は、私学助成の対象となるというメリットもある。認定専攻科の学生については、当該専攻科の基礎となる学科（本科）の学生と同額の単価が学生一人当たり校費の算定基準として適用され、経常費補助金に加算されるほか、「学習機会の多様化」の名目で特別補助の対象にもなり、在籍学生数にもとづいて補助金の増額がなされる¹¹。以上のように、本来は、機構の学位授与制度のもとで、大学レベルの単位として累積加算が認められるか否かにすぎなかった専攻科認定の制度が、他の制度にまで波及効果を及ぼすようになってきているのである。

2.4 認定専攻科の変容

ここまで短大専攻科全体の変化、ならびに専攻科全体における認定専攻科の位置の変化について分析してきた。ここからは、機構の設立からの15年間に認定専攻科の性質がどのように変化したのかを検討することとしたい。

認定専攻科の入学定員・入学者数

すでに明らかにしたように、機構の設立によって短大専攻科にもたらされた大きな変化が2年制専攻科の増加である。機構の設立当時は、特定の分野に限りわずかに存在するだけであった2短2年制専攻科が、現在では専攻科全体の約30%を占めるようになった。しかもそのほとんどが機構の認定を受けているため、認定専攻科のなかで2短2年制専攻科が占める割合は必然的に高くなってきている。図6は認定専攻科の入学定員と入学者数（1年次学生数）の変化を、専攻科の修業年限等による区分別に示したものである。1992年に専攻科認定の制度がスタートした直後は、2短1年

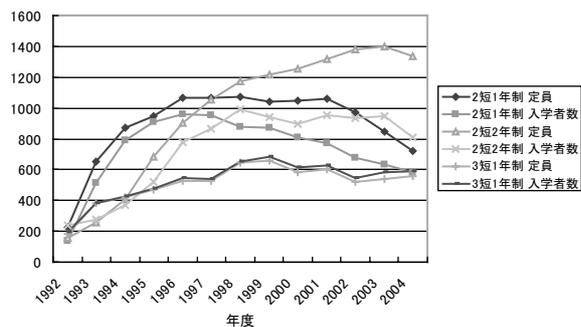


図6 認定専攻科の入学定員・入学者数の推移

制専攻科が認定専攻科のなかに占める割合が最も高かった。既設の1年制専攻科の認定も行われるいっぽうで、新規に設置された専攻科もしくは1年制を2年制に変更する専攻科の認定が急速に進むことにより、1998年度には入学定員、入学者数ともに2短2年制専攻科が2短1年制専攻科を上回った。その後、2短1年制専攻科は、入学定員こそ2001年度までほぼ横ばいで推移したが、入学者数は減少が続き、定員についても2002年から減少に転じている。いっぽう、2短2年制専攻科の入学定員は、直近の2004年度を除いて一貫して上昇を続けてきた。先述のように学士の取得にあたっては「有利」と思われる2年制専攻科への切り替えが進められてきたのである。しかしながら入学定員は増加を続けてきたものの、実際の入学者数は98年度をピークにしてほぼ横ばいである（ただし2004年度は減少している）。

したがって、認定専攻科の定員充足率を示した図7に見られるように、2短2年制専攻科についても、定員充足率は減少傾向にあり2004年度では60%程度になっている。むしろ注目すべき点は、1998年頃から明らかに縮小傾向にある2短1年制専攻科の定員充足率が2短2年制の充足率とほとんど変わらず推移してきたことであろう。直近の2003、04年度では2短1年制専攻科の充足率はわずかに上昇し、2短2年制専攻科の充足率を上回っているのである。このことは、たしかに「学士を取得する」という点においては2短2年制専攻科のほうが有利であることは間違いないが、そのことがそのまま学生の募集に直結するわけでは必ずしもないことを意味している。学生の専攻科進学理由は必ずしも学士の取得だけにあるわけではないと考えられるのである。図8は2短2年制専攻科についてのみ、専攻分野別に定員充足率を示したものである。常に入学定員を満たしているの

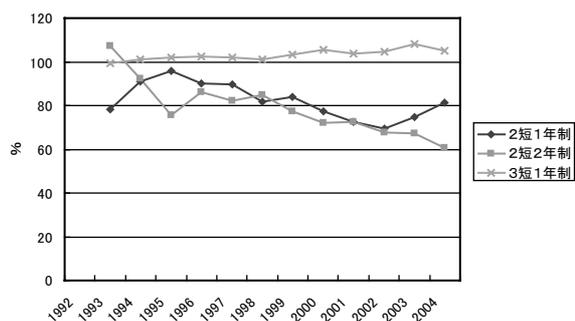


図7 認定専攻科の定員充足率

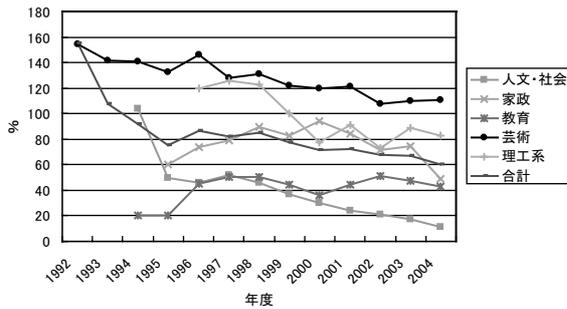


図8 認定専攻科の定員充足率 (2短2年制のみ)

は芸術関係の専攻のみである。とくに資格取得などを旨とするのではなく、自らの技能を高めようとして進学する者が多いと考えられる芸術関係の専攻科が最も定員充足率が高い。反対に四年制大学と明らかに競合する人文・社会関係の専攻科の定員充足率はきわめて低くなっている。なお、3短1年制専攻科については、そのほとんどが国家資格(助産師、保健師)の取得と結びついているため、常に定員を充足した状態が続いてきた。

専攻科修了年度別の学位授与申請率

学士の取得だけが専攻科進学の原因でないことは、つぎの学位授与の申請状況を見ると一層、はっきりとするであろう。図9は専攻科の区別に、専攻科修了年度ごとの学位授与申請率の推移を示したグラフである。各年度の専攻科修了者のうちのどれくらいが、2003年度までに機構での学位授与申請を行ったかを示している。断っておかなければならないのは、専攻科の修了と機構での学士取得の要件とはまったく無関係であるという点である。短大本科卒業後すぐに専攻科へ進学した場合には(実際、多くの者がそうであるのだが)、2短1年制専攻科の場合、専攻科修了から最短で1年後、また2短2年制専攻科と3短1年制専攻科では、専攻科修了の半年前に「修了見込み」での学位授与申請が可能である。しかし、専攻科修了から何年経過した後であっても学位授与申請は可能であるため、あくまでも2003年度までに申請があった者の比率ということで、これから増加する可能性もある。

図8より、まず2短1年制専攻科修了者の学位授与申請率が、3~4%程度ときわめて低いことがわかる。2短1年制専攻科修了者の場合、専攻科修了後にさらに大学の科目等履修生制度等を利用して、1年間分の学習を修めなければ学士の学位取得に必要な単位数を満たすことができない。

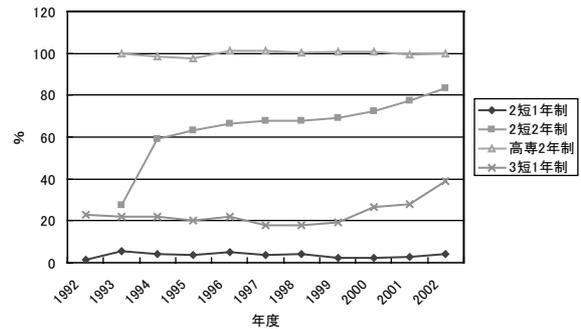


図9 専攻科修了年度別の学位授与申請率 (平成15年度まで)

2短1年制専攻科修了者の申請率の低さは、専攻科を修了していったん学校を離れたあとにさらに1年分の学修を各自で行うことは、かなりの困難が伴うことを示している。反対に、2短2年制専攻科修了者の場合は、専攻科在学中に学位授与申請を行うことが可能であるため、認定専攻科としての最初の修了者にあたる1993年度修了者を除き、申請率は60~80%と高い。3短1年制専攻科修了者の場合も、2短2年制専攻科の場合と同様に、認定専攻科において学士取得に必要な単位の多くの部分を修得することが可能であるにもかかわらず、申請率は2短2年制ほど高くはない。その大きな理由として考えられるのは、2000年度まで、短大・高専卒業者が学位授与の申請にあたり、短大・高専等の卒業後に修得して累積加算する単位のうち、16単位以上を大学で修得することを要件としていたことである。認定専攻科での学修に加えて、約半年分の学修量にあたる単位数を大学で修得することが必要であった。この16単位の修得に要する負担は、2年制専攻科と比べると、そもそも学修期間が短いだけに相対的に重くなる。しかもすでに指摘したように3短1年制専攻科のほとんどすべてが、助産師、保健師の養成施設であることから、職業資格の取得に加えて、あえて学士を取得しようとする者が少なかったのではないかと推測される。なお2001年度より、この「大学で16単位以上を修得」の要件は撤廃され、認定専攻科における学修のみで学士の取得に必要な単位の修得が可能になったため、3短1年制専攻科修了者の申請率は上昇しており、しばらくはこの傾向が続くと予測される。

専攻分野別学位授与申請率

図10は、申請者の多い2短2年制専攻科に限定して、修了年度別申請率を専攻分野別に示したも

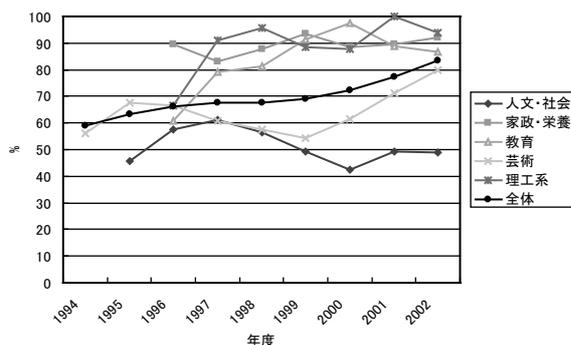


図10 専攻科修了年度別学位授与申請率 (2短2年制のみ)

のである。申請率が高いのは家政¹²、教育、理工系(工業・農業・理学関係)の各分野で、いずれも平均して90%程度となっている。これらの分野における2年制専攻科は、すべて学位授与機構の発足後に設置されたものであり、その多くは設置と同時に認定を受けたものであるから、学士を取得する(させる)ことが当初から専攻科の主要な目的の一つであったことがあらためて確認される。しかし、学士の取得が専攻科への進学の方法と考えるならば、90%前後という申請率は意外に低いという見方もまた可能である¹³。「大学で16単位以上を修得」の要件がなくなり、申請が容易になったと考えられる2001年度以降においても、100%の申請率にはなっていない。芸術関係、人文・社会関係(教養含む)申請率はさらに低く、専攻科の修了がとくに資格の取得などに結びつくわけではないこれらの分野においても、学士の取得が認定専攻科への進学の方法の主要な動機では必ずしもないことがうかがえる。

3. 短大専攻科と機構による認定制度の課題

本稿では、1991年に学位授与機構が設置されて以降の15年間における、短大専攻科の変容を限られたデータの範囲のなかではあるが明らかにしてきた。以上の分析結果をふまえて、類似の制度に関するアメリカでの事例を交えながら、短大専攻科ならびに機構が行う学位授与制度が直面すると考えられる3つの課題について考察を行う。

3.1 短大本科+認定専攻科=「学士課程」?

機構による専攻科認定の制度が導入されて以降、短大専攻科に生じた最も大きな変化は2短2年制専攻科の増設であった。しかもその多くは当初か

ら機構の認定専攻科として設置されたものである。また近年では2短1年制専攻科からの認定申出がほとんどなく、認定専攻科のなかで2短2年制の占める割合も高くなってきている。そのいっぽうで、既存の専攻科の認定が一段落した1996年頃からは、認定専攻科の割合は40~45%とほぼ一定の水準にとどまっている。これらの結果をあわせると、短大専攻科において、専攻科における学修のみで学士の学位を取得できる2短2年制(および3短1年制)の認定専攻科と、その他の2短1年制専攻科に二極分化した構造が徐々に定着しつつあることになる。

この事実がもたらす問題は、専攻科における学修のみで学位取得が可能となる2短2年制および3短1年制専攻科によって認定専攻科の多くの部分が占められることにより、機構による専攻科認定の制度が、短大本科+専攻科による通算4年間の教育をあたかも「学士課程」として認定しているかのような錯覚を生じさせることである。本稿でも紹介したように栄養学関係の認定専攻科は2年制専攻科の場合、4年制栄養士養成施設と認定される。この場合、4年制栄養士養成施設として認定を受けた大学の学部・学科と、栄養士関連の資格取得の上では全く同等の扱いとなる。また、短大専攻科は現段階で関係してはいないが、技術者教育の専門アクリディテーションを行う日本技術者教育認定制度(JABEE)では、高等専門学校の本科4・5年次と専攻科の2年間をあわせて、4年制大学と横並びで教育プログラムの認定を行っている。もちろん各専門分野において本科と専攻科を通算して課程認定が行われること自体に異議を唱えることはできない。ただし、高等教育制度および学位制度の観点からは、本科+専攻科が4年一貫の「学士課程」とみなされることには、かなりの問題点があることは否めない。

第一に、本科+専攻科が「学士課程」であるかのようにみなすことによって、短期高等教育機関としての短期大学の性格を変容させてしまう可能性を指摘しておきたい。この点について日本において検討した研究はおそらくないと思われるが、アメリカにおいて興味深い研究結果が報告されている(Levin 2002)。近年、アメリカのコミュニティカレッジにおいて、学士課程教育の提供を新たな機能として認める州が登場し、一部で注目

を集めている¹⁴。また、カナダにおいてもブリティッシュコロンビア州などで旧来の大学（ユニバーシティー）以外の短期高等教育機関に学士の学位授与権が認められている（佐藤 2002）。フロリダ州の例をあげると、2001年よりセントピーターズバーグ・カレッジ（St. Petersburg College）が、看護学、教育学（教員養成）などの分野で学士課程教育の提供を開始した。フロリダ州の法令上、同校はコミュニティーカレッジとしての位置づけのまま、すなわちオープン・アドミッション、地域社会のニーズに応じた教育の提供、準学士の授与＝編入準備、職業準備教育など従来のコミュニティーカレッジとしてのミッションを保持したまま、限定的に学士課程教育を行うことが法令に加えられたのである。同校の学士課程は4年間分のプログラムを有するものの、入学資格として該当する分野における準学士（もしくはそれに相当する単位の修得）を求めており、実質的には学士後期課程（upper division）のプログラムのみを開設している。もちろんこの学士後期課程の教育課程、担当教員等については四年制大学と同様に学士の学位授与権を有する機関としてのアクレディテーションを受審することが求められている。興味深いのは、新たに付け加わった後期課程についてのみ、教員の処遇（雇用契約の形態、賃金水準、ティーチングロードなど）、ガバナンス（州からの財政支出の方法、学内での資金配分、教授会自治など）において、基本的に他の州立四年制大学と同等の扱いを受けることが州の法令で規定されていることである。後期課程は、従来のコミュニティーカレッジに相当する前期課程（lower division）とは、一つの機関の内部にありながら全く異なる扱いを受けることになったのである。Levin（2002）は、このように一つの機関が異なる二つのミッションを付与されたことによる影響は、アメリカではまだ導入からの年月が浅く顕在化していないものの、歴史的に先行するカナダの事例からは、機関のアイデンティティの変容として明確に現れていることを明らかにしている。学士の学位授与権を有する機関となったことにより、従来の短期高等教育機関（カレッジ）としての価値（機会均等、教育など）から、大学（ユニバーシティー）としての価値（卓越性、研究など）をより追求するようになったというのである。

わが国でも、1990年代以降、短期高等教育機関から四年制大学への編入学者が増加しており、短期大学が進学準備教育としての役割を担うようになってきていることは事実である。しかし短期大学が「短期高等教育機関として完成教育をめざすのがあくまで本旨である」（小林・溝上 1998）ことには変わりはない。実際、依然として卒業生の多くは本科卒業後すぐに社会へと出ていくのである。卒業生のごく一部が進学するにすぎない専攻科との一貫性を重視するがゆえに、完成教育としての本科の教育課程が変容するならば、それは本末転倒である。

もう一つの問題点は、本科＋専攻科を「学士課程」とみなしてしまうと、機構の認定専攻科の制度と四年制大学の設置認可および認証評価制度との関係が曖昧になってしまうことである。わが国の四年制大学が、大学設置基準の適用を受け、大学設置・学校法人審議会での答申を経て設置が認可されるのに対して、本科＋専攻科の場合は、適用される設置基準は短期大学設置基準であり、専攻科の課程についてのみ、大学共同利用機関と同等の位置づけをなされた一機関である大学評価・学位授与機構（2004年度より独立行政法人となり、元来の法令上の位置づけは曖昧化されてしまったが）による認定を受けるにすぎない。また、新たに開始された認証評価制度のもとでも、大学と短期大学の評価基準は区別されている。すなわち本科＋専攻科を「学士課程」とみなすと、わが国の学士課程に制度上のダブルスタンダードを認めることになるのである。

ここで、先に示したアメリカのコミュニティーカレッジにおける学士学位の授与の事例とわが国の短大専攻科との違いは重要である。フロリダ州の事例では、看護学、教育学（教員養成）ともに、現在、州内の四年制大学における人材供給が不足していることが、コミュニティーカレッジにおいて学士の授与が認められた大きな理由である。既存の四年制大学と競合する専門分野についてはコミュニティーカレッジにおける学士課程は認められていない。州の高等教育委員会等によって、公立高等教育機関に対する需要の把握と供給のコントロールが行われていることが、コミュニティーカレッジにおける学士課程の提供を可能にしたともいえる。しかも新たに設置された学士後期課程

については州の法令上も他の州立四年制大学と同等の扱いを受けることが定められ、また、学士課程を有する機関として四年制大学と同様の地域アクレディテーションを受審することが求められている。

既存の高等教育システムとの整合性を確保するための制度的な整備がなされていない状況において、本科+専攻科が「学士課程」であるかのような認識が広まるとするならば、わが国の学位制度に対する疑念を招来し、ひいては学士の学位に対する社会的信用を低下させることにもなりかねない。

3.2 「短大生き残り策」としての専攻科

18歳人口の減少期にあって、専攻科は「短大の生き残り策」として短大関係者の注目をあつめた。とりわけ、学位授与機構の認定を受けた2短2年制専攻科は、短大専攻科での学修によって機構での学位授与申請に必要な単位をほぼ全て修得できるため、近年の学生の四年制大学志向に対抗しうる方策として期待されたようである。2004年度ははじめて僅かに減少したものの、2短2年制認定専攻科の入学定員は、機構の設置以降、常に増加しつづけてきたことがその証左である。しかしながら本稿の分析が示したように、2短2年制認定専攻科も1999年頃から入学者数はほとんど伸びておらず、定員充足率は低下している。とくに人文・社会関係の専攻のように四年制大学と競合し、かつ専攻科を修了しても「学士」のほかに職業資格を得られない分野での定員充足率は低い。「学士」の取得だけでは専攻科の魅力とはならず、明らかに四年制大学への進学とは異なる付加価値がなければ学生獲得は難しいということである。もっとも、ここでいう「付加価値」とは、なにも職業資格の取得だけを指しているわけではないことはいうまでもない。

いずれにしても考えなくてはならないのは、新たな学生層開拓の可能性であろう。機構における学位取得者をみるかぎり、現在ほとんどの専攻科学生は短大卒業後にすぐに専攻科に進学した21~22歳の学生である。おそらくこれは専攻科全体の傾向と一致していると思われる。「生涯学習体系への移行」¹⁵ということがいわれて久しいが、上記のような現状において、専攻科の新たな学生層と

して「社会人学生」を獲得することは可能であろうか。いうまでもなく社会人学生の高等教育に対する需要は、わが国の雇用システムのあり方等によって決まるところが大きく、そう簡単ではない。しかし、学位授与機構における経験をもとにするならば不可能というわけでもない。看護学、保健衛生学分野においては、短大卒業後いったん職業に就いた者からの学位授与申請が多い(橋本・森・濱中 1998)。しかも、現状ではかれらが学士を取得しても、とくに新たな職業資格が得られるわけでもなければ、職場での地位、給与等に対する直接的な便益はないという。にもかかわらず大学で科目等履修生などとして単位を修得し、学位を取得しようとしているのである。要はどうすれば短大専攻科を社会人学生にとって利用しやすい学習機関にできるかということである。

社会人学生の受け入れということを考える場合には、1年制専攻科の存在に注目せねばなるまい。本稿の分析が示したように、現在、2短1年制の認定専攻科は縮小傾向にあり、学位取得者も少数である。しかしながら、社会人学生の受け入れを考えた場合には、修業年限が1年間であることのメリットは大きいと考えられる。短期間で必要な知識・技術を修得できる教育課程のほうが社会人学生にとっては利用しやすいからである。

2短1年制認定専攻科について、もう一つ注目したい点は、機構への学位授与申請率は低いものの、定員充足率は現在も80%程度を維持し、2短2年制よりもむしろ高くなっていることである。このことは、専攻科への主たる進学動機が学士の取得のみにあるわけではないことを示している。とはいえ、2短1年制認定専攻科修了者の学位授与申請率が3~4%程度ときわめて低いことにかんがみれば、1年制専攻科修了者が学位授与の申請に至るまでの学修機会には依然として大きな障壁が存在していると考えざるを得ない。高等教育システムの弾力性・開放性を高め、学士取得の機会を拡大するという立場にたつならば、かれらを支援する何らかの方策が講じられてもよいであろう。

ここでもやはり参考になると思われるのが、アメリカでの事例である。アメリカでは、コミュニティーカレッジを活用して学位取得の機会を拡大しようとする施策が、多くの州で実施されている。

これらの施策は、コミュニティーカレッジと、学位授与権を有する大学が連携・協力関係を結び、コミュニティーカレッジの施設・設備を利用しながら大学の授業¹⁶を履修して、学士の学位取得を可能にするもので、一般に University Center 方式などとよばれている。この場合、学生は連携先の「大学」から学位を取得することになる。これと同様に、短大専攻科として1年間の専攻科教育を提供するとともに、大学との連携関係を結ぶことによって専攻科を「学習センター」として位置づけ、大学での単位修得を支援する仕組みを構築することはできないだろうか。単位累積加算制度のもとでは、短大専攻科が学士の学位取得に必要な単位の全てを提供する必要もなければ、複数の大学において同時に科目等履修生として単位を修得してもよい。学士の取得につながる単位を取得できる認定専攻科の制度を柔軟に活用することが可能となるのである。「短大生き残り策」として専攻科を考えた場合、2年制化によって四年制大学に対抗するだけでなく、四年制大学との協力によって1年制専攻科を活用することも考慮されてよい。

3.3 単位累積加算制度の課題

学位授与機構による短大・高専専攻科の認定制度は、もともと単位累積加算制度の理念のもとで可能となったものである。しかし制度の創設から15年間の経過をみた本稿の分析によれば、あたかも「学士課程」としての課程認定であるかのようにみなされているといったほうがより実態に近い。その原因の一端は単位の累積加算による学位授与という原理が理解されにくいこと、いいかえれば単位累積加算制度が学位授与に関する一般的な通念とは大きく異なるものであるという点にある。一般に学位は大学の体系的な教育課程を修了したことの証明として授与される。したがって特定の機関への所属と教育課程の修了を前提としない単位累積加算による学位授与は、一般的な通念からみれば「正当な」方法とはみなされにくいのである¹⁷。

もっとも、こうした単位累積加算制度にかかわる問題点は、もはや機構の学位授与制度に固有の問題ではない。大学においても編・転入学、単位互換、既修得単位の認定など「学生の流動化」

(吉川ほか 2004)が進めば、同様の問題を抱えることになろう。学生が単位を修得した各々の大学の教育課程は適切なものだとしても、複数の機関で随時修得された単位の累積が「学士」に相当するといえるのかが論点とならざるを得ない。

アメリカでは近年、“upside down degree”という考え方をめぐって上記の問題が議論されている (Townsend 2001)。これは、2年制カレッジの職業コース修了者の四年制大学への編入をどのように扱うかという問題に端を発している。2年制カレッジの職業コース修了者に与えられる準学士 (Associate of Applied Science: A.A.S.) は、従来、「行き止まり学位」(terminal degree)とも称され、アカデミック/編入準備コースの修了者が取得する準学士 (Associate of Arts: A.A.あるいは Associate of Science: A.S.)とは異なり、四年制大学への編入は原則的に不可能とされてきた。しかしながら経済社会の変化にともない、A.A.S.取得者においても学士取得を希望する、すなわち四年制大学への編入学を求める者が増加しつつあり、すでに複数の州において、A.A.S.取得者の編入学に際し、A.A.もしくはA.S.取得者の単位認定と差別化しないことを定めたりして、職業コース出身者の編入学を促進しようとしている (林 2004)。ところが、A.A.S.では一般教育科目に関する単位の修得要件が、A.A.もしくはA.S.と比べて少ないことがここで問題となる。A.A.S.の取得では、四年制大学において学士の取得に必要な一般教育の修得要件の全てを満たすことができない。反対に、A.A.S.では特定の職業教育に特化した科目の修得要件が多く、専攻分野によっては編入先の大学の専門教育科目に相当する内容を2年制カレッジで既に学んでいることになる。そこでA.A.S.からの編入学者が学士の取得に到達するまでの負担を軽減するために、既習の専門科目の単位を認定し、入学後に不足している一般教育の科目を履修すればよいのではないか、という考え方にたどりつく。

一般にアメリカの大学の学士課程は一般教育 (lower division) と専門教育 (upper division) の区別が明瞭で、1~2年次に行う一般教育の基礎の上に、3~4年次で専攻分野 (major) を選択して専門教育を受けることが、通常の学士課程のカリキュラムであると考えられてきた。A.A.S.

からの編入者に対しては、通常の一般教育から専門教育へという順番を逆にするという意味で“upside down degree”とよばれているのである。いうまでもなく、職業コースからの編入学を促進する立場から、この“upside down degree”という方式は唱導されている。いっぽう、専門教育の準備課程としての一般教育を重視する立場からすれば、一般教育、専門教育それぞれの修得要件を満たせばよいというものではない、ということになる。つまりトータルとしての学修量が同じであるからといって、それは通常のカリキュラムで取得した「学士」と等しいものではないとの主張である。

さらに、A.A.S.課程が提供するような、職業に直結した実践的・応用的な科目を学士課程における専門教育とみなすことができるのかについても議論がある。一般的に大学では、職業的知識・能力を与えることを目的とするような専攻分野であっても、単なる職業的知識の修得よりは、そうした職業的知識を支える学術的・理論的知識の理解に重点がおかれる（金子 2003）。したがってそうした内容を欠く実践的・応用的な職業教育は、伝統的な大学教育観からすれば、学士課程にはふさわしくないということになる。しかしその一方でA.A.S.取得者の学士取得に対する要望の高まりにも対応する必要がある。そこで近年、現れたのが“applied bachelor”という概念である。具体的には、B.A.S. (Bachelor of Applied Science), B.A.T. (Bachelor of Applied Technology) といった新しいタイプの学士が登場した。アメリカの大学の固有の理念である一般教育に、実践的・応用的な職業教育が結びついた学士で、IT 関連職業のように、実践的・応用的な高度な職業的知識が必要とされる分野に適用されている。もちろん伝統的な大学教育観からは“applied bachelor”についての異論も多いという（Bailey & Morest 2004）。

“upside down degree”, “applied bachelor”ともに、学士取得の機会を拡大すべきとの立場からすれば高等教育の新たなイノベーションであり、一方、伝統的な大学教育観に則れば学士学位の融解（Townsend 2001）であるとみなされるのである。

ひるがえってわが国の大学の状況をかえりみる

と、1991年以降いわゆる大学設置基準の大綱化によって一般教育と専門教育の区別がなくなり各大学の教育課程の編成が多様化した。また、そもそも短期大学、高等専門学校は大学の1～2年次に相当する教育を行う機関として位置づけられているわけではないため、短大や高専において、かつての一般教育に相当する単位よりも専門教育に相当する単位をより多く修得して卒業することが通例である。したがって短期高等教育機関からの編入学時に既修得単位を認定する場合、常に“upside down degree”の問題が生じる可能性が高い。さらに付け加えれば多数の大学が専門学校（専修学校専門課程）からの編入者に対して、既修得単位の「包括認定」を行う（吉川ほか 2004）など学術的な科目と職業的な科目との区別にも曖昧に扱われている。にもかかわらず、上記の問題について個別大学のレベルで検討されることはあっても、高等教育システム全体を考慮した議論が十分に行われているとは言い難い。

誤解のないように付言しておくが、単位累積加算制度（もしくはそれに類似する編・転入学などを含む）は、「正当な」学士の授与方法ではないから排除すべきであると主張しているわけではない。多様な学修歴を評価し、学士取得の機会を拡大することは政策的にも依然として重要な課題である。

いずれにしても上記の議論に一定の回答を提示するためには、そもそも「学士」の学位に相当する個人の能力を定義、測定することが必要である。むろんこうした作業がかなりの困難を伴うものであることは疑いない。しかし何らかの方向性を見出すことは喫緊の課題であろう。それは単位累積加算制度の「正当性」を示すためだけに必要なわけではない。こうした作業抜きにして高等教育システムの「弾力性・開放性」が一層高められるならば、学士学位の融解が現実のものとなりかねないからである。

おわりに

短期大学専攻科と学位授与機構による専攻科認定の制度は、その量的規模の小ささゆえ、社会的な認知度も低く、制度の改変が大きなインパクトをもたらすところまでは至っていない。しかしながら、以上の考察で示したように、そのマイナー

さに反して、日本の高等教育システム全体にまで関与するような数々の論点を内包している。短期高等教育機関と四年制大学間の接続、学士課程における教養教育と専門教育の関係、学術的教育と職業教育との関連、さらには学生の流動性を許容する弾力的な高等教育システムにおける学位の質保証のあり方など、従来のわが国の高等教育システムでは看過されてきた制度的矛盾の端緒を、短期大学専攻科（もちろん高等専門学校専攻科も同様である）と学位授与機構による専攻科認定制度を通じて垣間みることができるのである。いうまでもなく、本稿における分析は、既存の限られたデータを利用したものであり、短大専攻科に関する分析としてはようやく「入口」に到達したといったレベルである。したがって、考察で提示したような諸問題の多くは、実証的な裏付けを有するものではなく、あくまでも基本的な集計データから導かれた仮説である。これらの仮説の検証については、今後の課題としたい。

文献

- 大森正一, 1996 「短期大学の専攻科について－日本私立短期大学協会専攻科特別委員会で実施の「短期大学専攻科に関する実態調査」の集計結果をふまえて－」, 『短期大学教育』, 第52号, pp.52-58
- 金子元久, 2003 「流動的知識社会と学位制度」, 『学位研究』, 第17号, 大学評価・学位授与機構, pp.3-23
- 小林雅之・溝上智恵子, 1998 「専攻科－短大の供給するセカンドステージ」, 高鳥正夫・館昭(編著)『短大ファーストステージ論』, 東信堂, pp.116-145
- 木宮一邦, 1996 「学位授与機構認定の常葉学園短期大学専攻科の現状」, 『短期大学教育』, 第52号, pp.67-74
- 佐藤弘毅, 2002 「カナダ, BC州における短期高等教育の多様な展開」, 館昭(編著)『短大からコミュニティーカレッジへ』, 東信堂, pp.157-188
- 橋本鉦市・森利枝・濱中義隆, 1999 「学位授与機構における学位取得者の意識と動態－学位取得者のフォローアップ調査を中心に－」, 『学位研究』, 第11号, pp.109-149
- 濱中義隆, 2003 「大学評価・学位授与機構の学位審査システム－単位累積型学士の質の保証について－」, 『IDE 現代の高等教育』, No.449, pp.47-52
- 林 未央, 2004 「アメリカ高等教育におけるアーティキュレーション・システムの標準化－体系的・連続性と弾力性の両立問題－」, 『学位研究』, 第18号, 大学評価・学位授与機構, pp.105-131
- 文部省高等教育局専門教育課, 1996 「短期大学専攻科の現状と今後のあり方について」, 『短期大学教育』 第52号, pp.75-80
- 吉川裕美子・濱中義隆・林未央・小林雅之, 2004 「学生の流動化と学士課程教育－全国大学調査にみる編入学, 単位認定, 学生交流と支援体制の実態－」, 『学位研究』, 第18号, 大学評価・学位授与機構, pp.3-104
- Bailey, T. R. & Morest, V. S., 2004 The organizational Efficiency of Multiple Missions for Community Colleges, Teacher's College, Columbia University
- Cook, A., 2000 Community College Baccalaureate Degrees: A Delivery Model for the Future?, Education Commission of the States Policy Paper
- The Higher Learning Commission North Central Association of Colleges and Schools, Feb.23, 2001 Baccalaureate Education in the Community College Setting.
- Levin, J. S., 2002 Institutional Identity: The Community College as a Baccalaureate Degree Granting Institution, ERIC (ED474578)
- Shkodriani, G., 2004 Teacher Education Baccalaureate Degrees at Community Colleges, Education Commission of the States Policy Brief
- Townsend B. K., 2001 The Shrinking Divide between Upper and Lower Division Courses: A Baccalaureate Meltdown?, ERIC (ED457922)

注

- 1 実はこの「申し合わせ」は、高等教育機関に認証評価が義務付けられた2003年度より廃止された。したがって、現在、短期大学専攻科

- について、法令上の拘束力をもつ設置基準に相当するものは存在しないことになる。ただし、同「申し合わせ」に記載されていた内容が、短大専攻科の設置に関するガイドラインであることは、現在も変わらないという。
- 2 学位授与機構の設置にあたって国立学校設置法を改正する際に、国会（文教委員会）での答弁で文部省高等教育局長も次のように述べている。「職業資格にかかわる専攻科を除きますと、内容はかなり種々、言葉が過ぎれば雑多と言ってよろしいかと思えます」第120回衆議院文教委員会8号，平成3年3月13日
 - 3 臨時教育審議会「教育改革に関する第2次答申」より
 - 4 単位制を採用しているわが国の大学では、自大学の開設する授業科目の単位を累積・加算することによって卒業を認めている。そもそも「単位」という概念じたいに累積・加算されるものであることが前提として含まれているのである。こうした意味での広義の単位累積加算制に対して、機構が行う学位授与制度のように、特定の教育課程を前提にしない単位累積加算制度は、狭義の単位累積加算制度ということになる。
 - 5 ただし現行の機構の学位授与制度は、本文に示した理念と比べれば、かなり限定的なものである。第一に、短大・高専の卒業生等、すでに高等教育機関において「まとまりのある学習」を修めた者のみを対象にしていること、第二に、累積加算が可能な「大学レベル」の単位は、大学、大学院、大学専攻科において修得した単位と、認定専攻科において修得した単位に限定されるなどの制限を設けている。なお、機構の学位授与制度に関する具体的な内容は濱中（2003）を参照されたい。
 - 6 大学審議会大学教育部会第110回議事録，平成11年6月11日
 - 7 第120回衆議院文教委員会6号，平成3年3月1日，文部省高等教育局長の答弁
 - 8 教育課程等に大幅な変更がない場合でも、認定を受けてから5年ごとに「教育の実施状況の審査」として、大学教育に相当する水準の教育が維持されているかを審査する仕組みが設けられているので、事後チェックなしで認定が継続するわけではない。なお、専攻科の廃止を除くと、認定が消滅した専攻科はこれまで3専攻科のみである。
 - 9 一般に定員充足率は1年次入学者数を入学定員で除して求めるが、図3では専攻科学生数を収容定員で除した値を示した。学校基本調査では、短大専攻科に関しては各年度の学生数のみが記載されていて、入学者数はわからない。そこで、2年制専攻科については1年次と2年次の定員を足した値を収容定員とした。ただし、専攻科が新設された年度の2年次、あるいは募集停止された年度の1年次など学生が在籍しないことが明らかな場合には、その都度、調整を施してある。なお、認定専攻科の学生数データは、毎年度、認定専攻科が機構に報告するデータを用い、学校基本調査に記載されている学生数から認定専攻科の学生数を引いた値を、認定専攻科以外の専攻科の学生数とした。
 - 10 2003年4月現在、38校の認定専攻科が一種免許状の課程認定を受けている。
 - 11 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等経常費補助金配分基準」（平成15年度）p.49，および、同「私立大学等経常費補助金配分基準別記8（特別補助）」（平成15年度）p.5より
 - 12 厳密に言えば家政関係の専攻のなかでも、申請率が高いのは栄養学に関する専攻のみである。被服、生活文化など栄養学以外の専攻の申請率は必ずしも高くない。
 - 13 事実、高等専門学校専攻科は、常に修了者のほぼ全員が学位授与の申請を行っている
 - 14 Cook（2000），The Higher Learning Commission North Central Association of Colleges and Schools（2001），Shkodriani（2004）などを参照。また「アメリカコミュニティカレッジ学士協会」（American Association of Community College Baccalaureate）という団体が結成されており、主としてコミュニティカレッジ関係者を中心にして、コミュニティカレッジでの学士課程を普及させようとしている（<http://www.aacbd.org/>）。
 - 15 臨時教育審議会「教育改革に関する第2次答申」より

- 16 このうち一部を，コミュニティーカレッジの教員が授業を担当する場合もある。最も一般的な形態は，遠隔教育（いわゆるeラーニング）を利用したものである。
- 17 しかも機関別認証評価制度が導入されたことによって，今後ますますその傾向は強くなる可能性が高い。そもそも教育プログラムの内

容，教員の資格，図書館等の施設・設備の評価によって学位の質保証を行い得るとする認証評価（アクレディテーション）という仕組み自体が，学生の特定の機関への所属と，教育課程の修了を前提にしなければ成立しないのである。

（受稿日 平成17年2月3日）

[ABSTRACT]

The Junior College Advanced Program in Japan's Higher Education System: Its Structure and Recognition by NIAD-UE

HAMANAKA Yoshitaka*

A junior college advanced program (JCAP) is an institution that is attached to a junior college in order to provide an opportunity for students who have a junior college diploma or its equivalent to study higher-grade subjects on the basis of the junior college education. It did not used to be usual, however, for students who completed such a program to earn any particular credentials or degrees, and JCAPs themselves were not widely acknowledged in society.

The National Institution for Academic Degrees, which was established in 1991 and is currently the National Institution for Academic Degrees and University Evaluation (NIAD-UE), transformed the significance of JCAPs. NIAD-UE, which allows non-collegiate learners to earn academic degrees by accumulating credits, may recognize a JCAP as a source of credits equivalent to those from a college/university if NIAD-UE judges that the JCAP is adequately prepared to provide college-level education.

This study examines 1) the institutional status of JCAPs in the context of the awarding of degrees by NIAD-UE, 2) the growth of Japanese JCAPs in the number of established institutions and their students, and 3) problems to solve concerning JCAPs, identified not only by an analysis of the above points and application of the recognition system of NIAD-UE, but also by a comparative analysis with a similar system in the USA.

The study finds that 1) the two-year JCAPs attached to two-year junior colleges are increasing in number, 2) this 2+2 system enables students to earn almost all the credits needed to fulfill the baccalaureate requirement of NIAD-UE, and 3) this 2+2 system combined with the function of NIAD-UE may be misconstrued to be a consecutive baccalaureate program. The problems caused by this confusion are examined in detail with reference to the consistency of the legitimate higher education system as a whole.

The study also refers to discussions in the USA on the awarding of degrees by assessing various learning, instead of by completing traditional baccalaureate programs. It finally points out several issues requiring further discussion in order to establish a more flexible higher education system in Japan.

* Associate Professor, Faculty for the Assessment and Research of Degrees, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation